

日本選手権レース規則

2008年4月1日制定

この規則は、日本パワーボート協会（以下「協会」という）が、優秀な成績を収めた者を認定するため、日本選手権レースについて定める。

100 実施クラスの決定

- 1 実施クラスの決定は、前年の12月末までに協会で決定する。ただし、全日本選手権シリーズ戦で実施されるクラスは除く。

101 開催申請

- 1 主催しようとする団体は、レース開催年の2月末までに協会に申請しなければならない。
- 2 申請するクラスの登録隻数は、5隻以上でなければならない。
- 3 開催の申請が重複した場合は、協会が決定する。

102 承認

- 1 冠付レースと共催する場合は、その内容について協会の承認を得なければならない。
- 2 主催団体は、参加資格について、協会の承認を得なければならない。
- 3 主催団体は、参加選手を制限するレースにおいては、欠場選手の補充方法について協会の承認を得なければならない。

103 主催者義務

- 1 主催しようとする団体は、レースの開催実績がなければならない。
- 2 主催団体は、日本選手権公認料10,000円を協会に納入しなければならない。
- 3 主催団体は、競技会を開催する場合は、主催者賠償責任保険に加入しなければならない。
- 4 主催団体は、開催1ヶ月前までに各連盟に通知しなければならない。

104 延期・中止

- 1 主催団体は、レースを延期または中止した場合、理由書を協会に提出し、出場

予定選手に通知しなければならない。正当な理由なくレースを延期または中止した場合は、次年度の開催資格を失う。

105 取り消し

- 1 競技会終了後、日本選手権レースとしての要件を満たさなかったと判断した場合、協会は承認を取り消すことができる。

106 認定

- 1 協会は、優勝者に、認定書を授与する。
- 2 日本選手権として実施したレースにおいて、エントリー隻数が5隻以上でない場合は、日本選手権レースとして認定しない。

107 その他

その他必要事項は、協会で決定する。

附 則

この規則は、2008年4月1日から施行する。